

人材紹介基本契約書

【紹介先】株式会社 以下、「甲」という。

【紹介元】Person's株式会社 以下、「乙」という。

第一条（業務内容）

乙は、甲が行う人材の採用を支援するため、甲より明示された求人条件に該当すると思われる人材を甲に対し紹介する。

第二条（紹介手数料）

乙の紹介した人材が甲に入社した場合、甲は乙に次のとおり紹介手数料を支払うものとする。

- ① 紹介手数料： 想定年収（賞与込）の30%の額及び消費税相当額
- ② 支払日： 紹介者が甲に入社した日の属する月の翌月

第三条（紹介手数料の返還）

乙が紹介した人材が一身上の都合により入社後2ヶ月以内に退職した場合には、乙は甲に対して、紹介手数料の50%を、3ヶ月以内に退職した場合は20%を返金するものとする。ただし、甲側からの解雇の申し出及び紹介者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に紹介者が一身上の都合にて退職した場合には、乙は甲に紹介手数料を返還しないこととする。

第四条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約に関連して知り得た技術情報や営業情報を含む一切の情報につき、厳に秘密を保持するものとし、第三者に漏洩、開示しないものとする。この秘密保持義務は、本契約終了後も有効に存在するものとする。

甲は乙より開示された採用に際し必要とする紹介者の個人情報に関しては外部への流出を防ぎ、採用とならなかった場合に関しては情報すべてを責任にて破棄処分するものとする。

第五条（支払い条件）

紹介手数料の締切日及び支払日に関して以下の通り定めるものとする。

- ① 甲は乙からの請求書記載支払い予定日までに、銀行振り込みにて支払うものとする。
- ② 支払い予定日に関しては、基本採用確定月の翌月末までとする。
- ③ 乙の振込み先銀行口座は下記の通りとする。
- ④ 振込み手数料に関しては、乙の負担とする。

- (1) 取引銀行名
- (2) 口座の名称
- (3) 口座番号

第六条（有効期限）

本契約の有効期限は、契約締結の日から一年間とする。ただし、期間満了の30日前までに両者どちらかから文章による解約の申し出がないときには、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

平成 年 月 日

【紹介先】

(甲)

【紹介元】

(乙) 東京都渋谷区渋谷一丁目12番2号
クロスオフィス渋谷8階
Person's株式会社
代表取締役 金子 伸太郎